

○熊本県産業技術センター条例

昭和27年6月14日

条例第42号

改正 昭和60年3月22日条例第7号
平成元年3月25日条例第26号
平成4年3月22日条例第30号
平成7年3月16日条例第24号
平成9年3月25日条例第8号
平成10年3月25日条例第10号
平成12年3月23日条例第9号
平成13年3月23日条例第16号
平成19年3月16日条例第22号
平成23年3月23日条例第20号
平成25年3月28日条例第24号
平成26年3月24日条例第29号
平成31年3月22日条例第17号
令和4年3月23日条例第12号
令和5年3月24日条例第12号
令和7年3月26日条例第17号

〔熊本県工業試験場設置条例〕を公布する。

熊本県産業技術センター条例

(設置の目的)

第1条 産業技術及び農林水産物の加工に関する研究開発、指導及び支援並びに適正な計量の実施の確保を行い、もって県内産業の振興を図るため、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）を置く。

2 センターの事務を分掌させるため、センターに支所を置くことができる。

(位置)

第2条 センターは、熊本市に置く。

(組織)

第3条 センターに所長及び必要な職員を置く。

(所長)

第4条 所長は、知事の命を受け、所務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(使用料)

第5条 センターの設備を利用しようとする者は、その都度使用料を納めなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表に定める額に100分の110を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)とする。

3 既納の使用料は、返還しない。

(使用料の減免)

第6条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第7条 この条例に定めのあるものを除くほか、必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年3月22日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

(熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

2 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

3 熊本県工業試験場使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成元年3月25日条例第26号)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行し、改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、同日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

2 熊本県工業技術センター使用料及び手数料徴収条例(昭和38年熊本県条例第16号)は、廃止する。

附 則（平成4年3月22日条例第30号）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熊本県工業技術センター条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成7年3月16日条例第24号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成9年3月25日条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。（後略）
- 3 この条例による改正後の熊本県工業技術センター条例（中略）の使用料に関する規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成10年3月25日条例第10号）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用又は依頼に係る使用料又は手数料について適用し、同日前の使用又は依頼に係る使用料又は手数料については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月23日条例第9号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月23日条例第16号）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（平成19年3月16日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(熊本県食品加工研究所条例の廃止)

- 2 熊本県食品加工研究所条例(昭和63年熊本県条例第31号)は、廃止する。

(熊本県収入証紙条例の一部改正)

- 3 熊本県収入証紙条例(昭和39年熊本県条例第24号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成23年3月23日条例第20号)

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成25年3月28日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第29号)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成31年3月22日条例第17号)

(施行期日)

- 1 この条例中別表の改正規定及び次項の規定は平成31年4月1日から、第5条第2項の改正規定及び附則第3項の規定は平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、同表の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第5条第2項の規定は、同項の改正規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月23日条例第12号)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年3月24日条例第12号)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、

同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（令和7年3月26日条例第17号）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第5条関係）

設備	単位	金額
化学試験・化学加工設備	1台30分につき	240円以上3,910円以下の範囲内で知事が定める額
食品試験・食品加工設備	1台30分につき	70円以上6,090円以下の範囲内で知事が定める額
機械試験・機械加工設備	1台30分につき	150円以上6,040円以下の範囲内で知事が定める額
金属試験・金属加工設備	1台30分につき	200円以上5,460円以下の範囲内で知事が定める額
電気試験・電気加工設備	1台30分につき	200円以上1,900円以下の範囲内で知事が定める額
有機薄膜試験・有機薄膜加工設備	1台30分につき	320円以上6,060円以下の範囲内で知事が定める額

備考 使用時間が30分未満のとき、又は使用時間に30分未満の端数があるときは、30分として計算する。